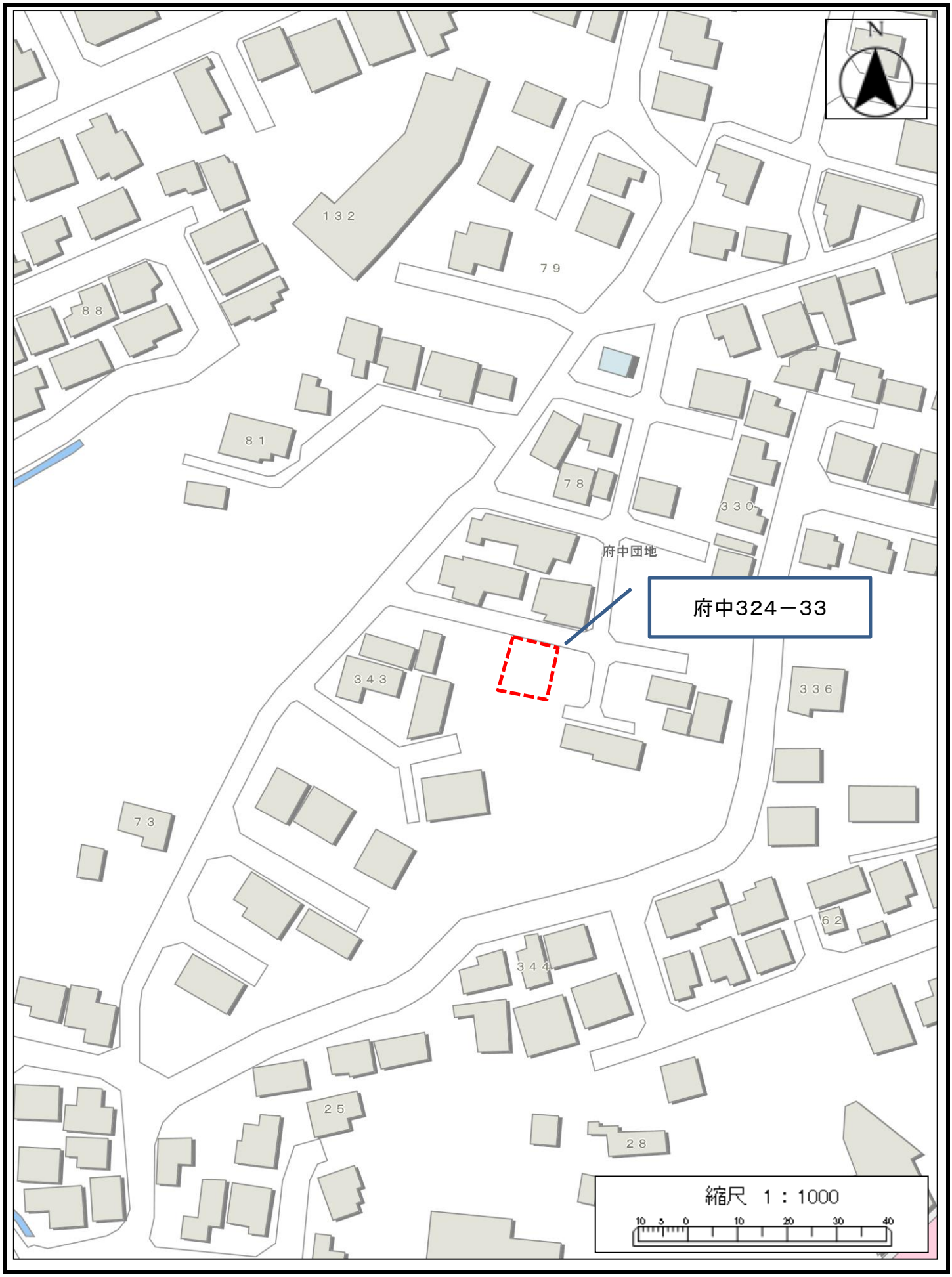
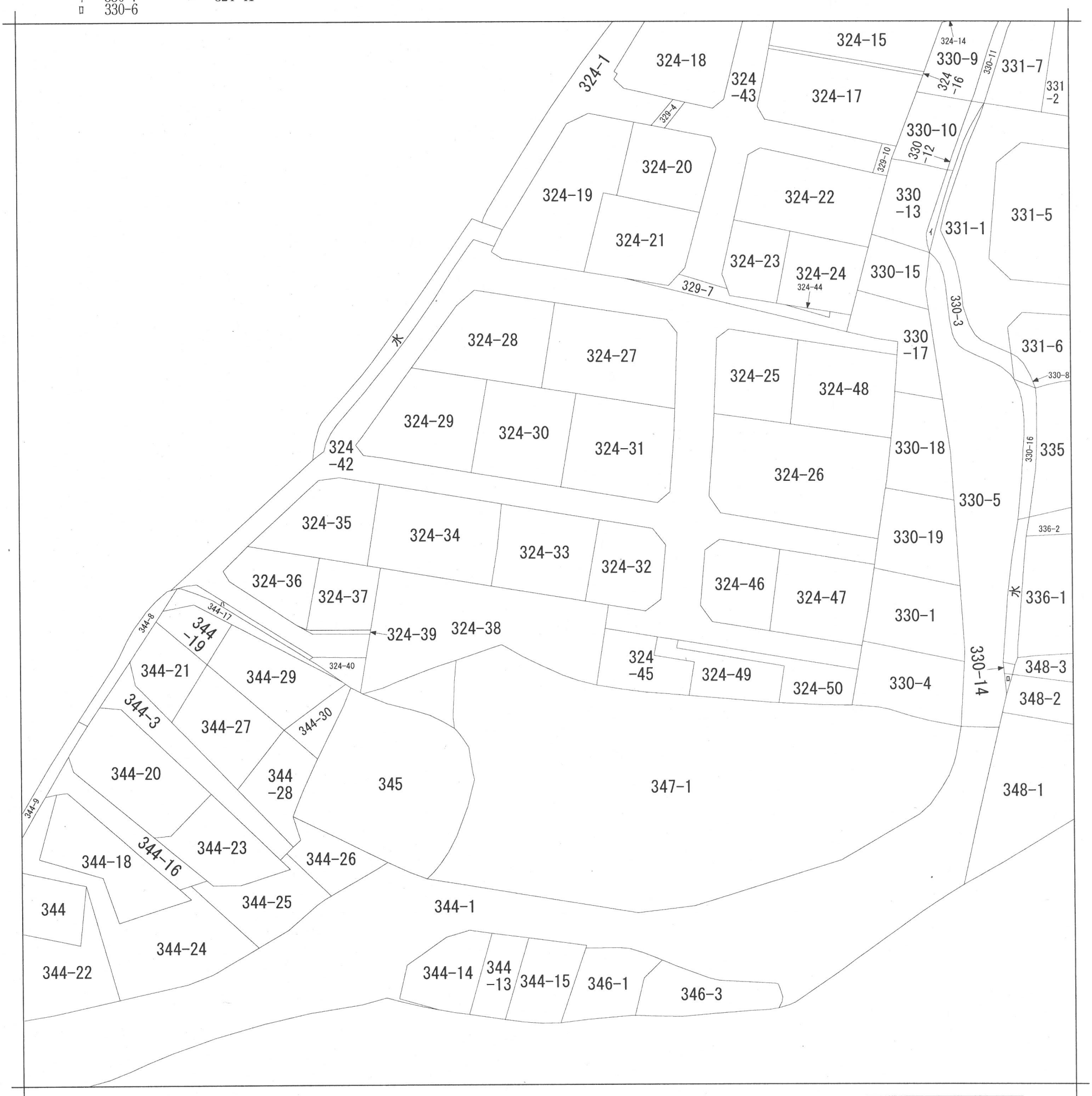
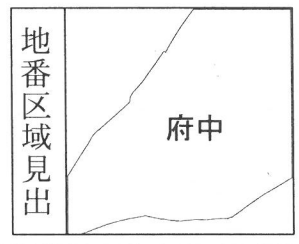

N
１３２
７９
８８
８１
７８
３３０
府中団地
府中324－33
３４３
３３６
７３
６２
３４４
２５
２８
縮尺　１：1000
10 5 0 10 20 30 40

イ 330-7
ロ 330-6
ハ 324-41



地番区域見出



請求部分	所在	和歌山市府中字鳥居山				地番	324番33				
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日				備付年月日(原図)				補記事項	方位不明		

請求番号：5-3
(1/1)

公用

公用

登記年月日：平成18年8月28日

平成18年8月28日登記　Ⓜ 324

0175804

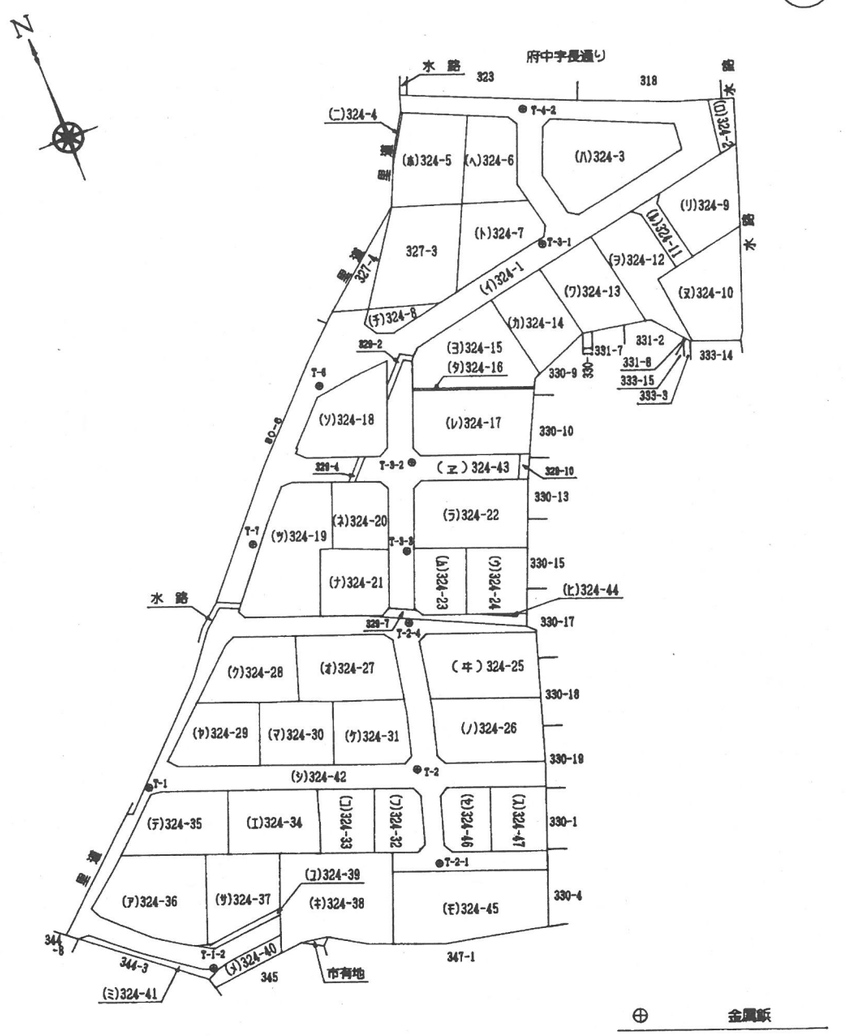
土地所在図

地番	324-1～-47 ⓐ,ⓢ
土地の所在	和歌山市府中字鳥居山

1/15

基準点座標リスト

点名	X	Y
T-1	1000.000	1000.000
T-1-2	968.807	998.898
T-2	987.258	1040.742
T-2-1	971.607	1038.425
T-2-4	1009.945	1048.162
T-3-1	1059.402	1089.770
T-3-2	1033.974	1057.943
T-3-3	1020.909	1052.025
T-4-2	1080.984	1094.843
T-6	1050.885	1048.708
T-7	1030.823	1029.661



作成者	和歌山市築港2丁目8番地の6 土地家屋調査士　飯田尅也	(平成18年8月24日作成)	1筆証明者 (申請人)	和歌山市長 大橋建	縮尺	1/1000

(和歌山県土地家屋調査士会)

公用

登記年月日：平成18年8月28日

H. 18 8. 28

前・後・新　1枚目と同様

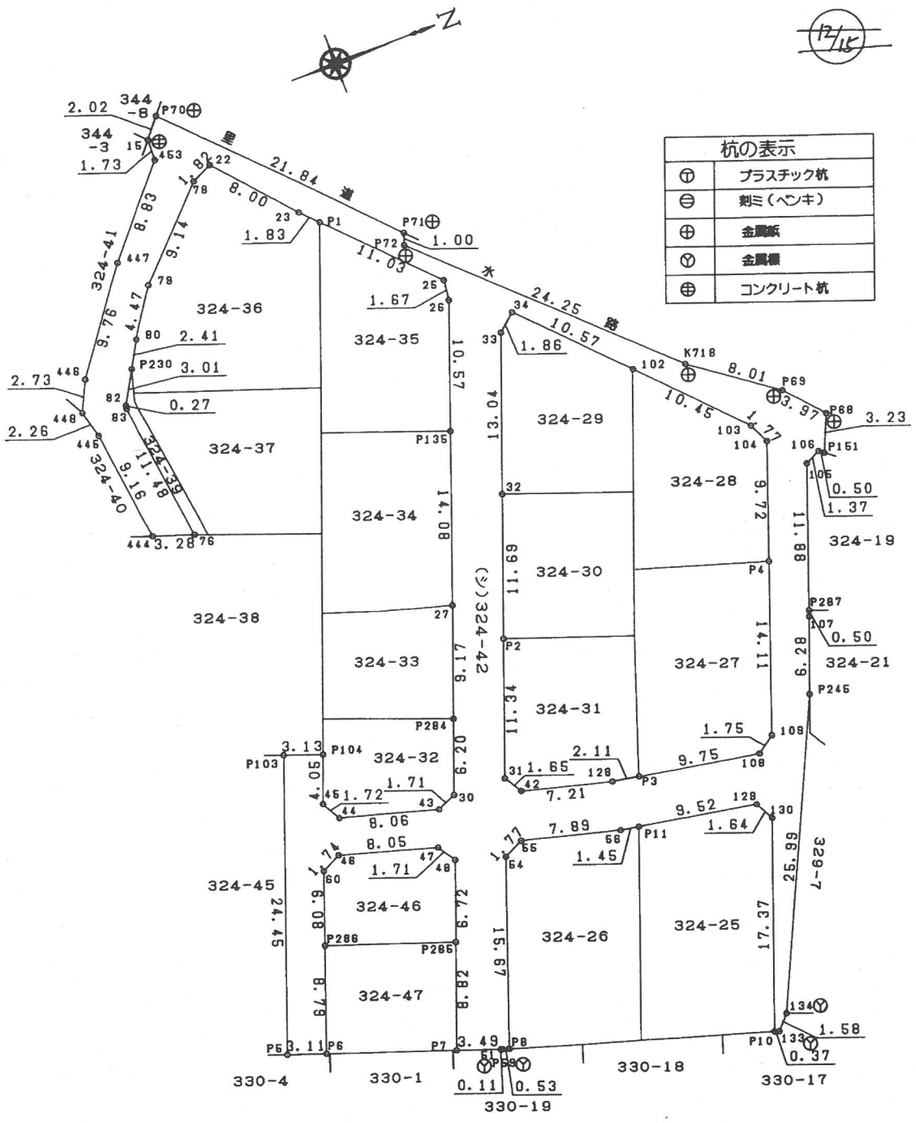
0175815

地積測量図

地番	324-42
土地の所在	和歌山市府中字鳥居山

11/14

12/15



作製者	和歌山市幕港2丁目8番地の8 土地家屋調査士　飯田尅也 （和歌山県土地家屋調査士会）	（平成18年 8月24日作製）	縮尺 1/500
申請者（申請人）	和歌山市長 大橋建		

請求番号：5-4

公用

登記年月日：平成18年8月28日

前・後・新 1枚目と同様

H、18 8、28

0175813

地番	324-32～-41
土地の所在	和歌山市府中字鳥居山

地積測量図

9/14

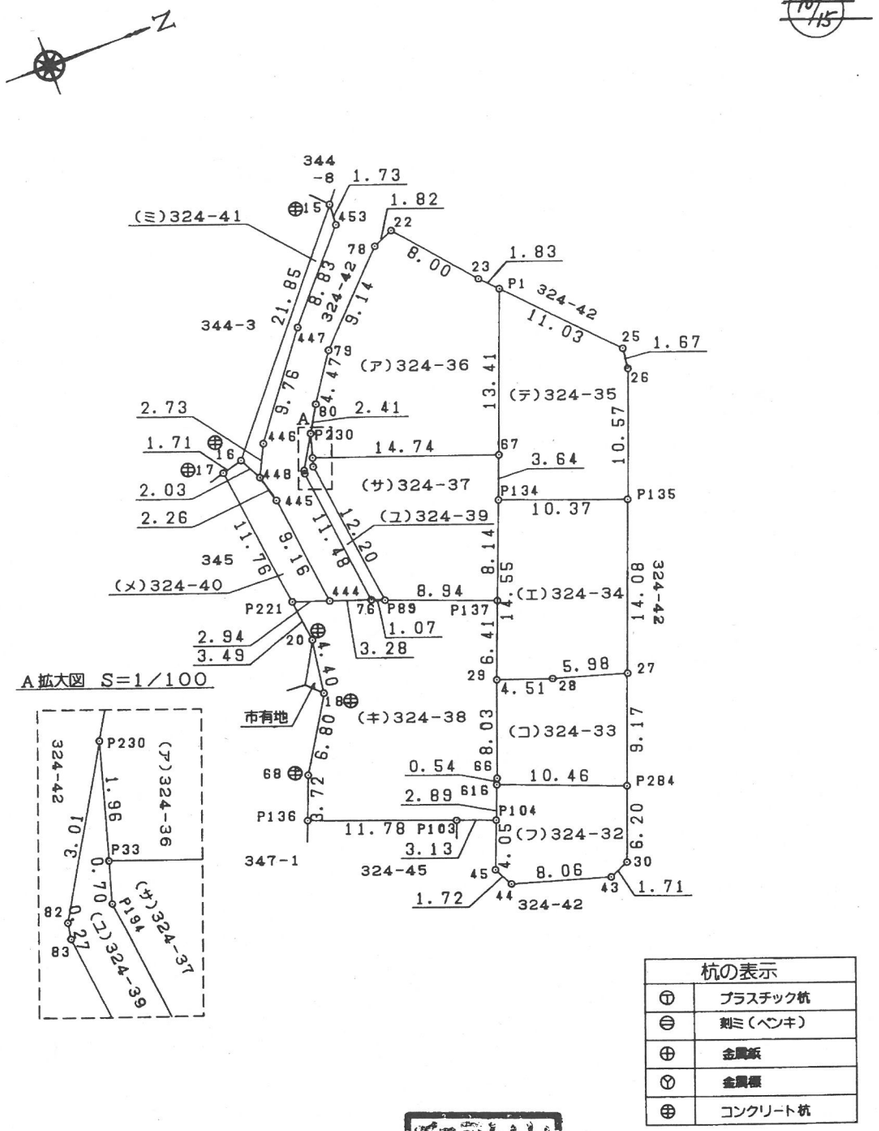
座標求積表

地番		(フ)324-32			
点名	標識	X	Y	$X_{n+1}-X_{n-1}$	$Y_n(X_{n+1}-X_{n-1})$
P284	( )	986.793	1033.230	-7.560	-7811.218800
616	( )	977.040	1029.423	-10.818	-11136.298014
P104	( )	975.975	1032.115	-2.541	-2622.604215
45	( )	974.499	1035.889	-0.682	-706.476298
44	( )	975.293	1037.419	8.529	8848.146651
43	( )	983.028	1039.720	9.307	9676.674040
30	( )	984.600	1039.037	3.765	3911.974305
			倍面積		160.197669
			面積		80.0988345
			地積		80.09 ㎡

地番		(コ)324-33			
点名	標識	X	Y	$X_{n+1}-X_{n-1}$	$Y_n(X_{n+1}-X_{n-1})$
27	( )	990.033	1024.647	-2.494	-2555.469618
28	( )	984.299	1022.919	-9.983	-10211.800377
29	( )	980.050	1021.398	-7.050	-7200.855900
66	( )	977.249	1028.924	-3.010	-3097.061240
616	( )	977.040	1029.423	9.544	9824.813112
P284	( )	986.793	1033.230	12.993	13424.757390
			倍面積		184.383367
			面積		92.1916835
			地積		92.19 ㎡

地番		(エ)324-34			
点名	標識	X	Y	$X_{n+1}-X_{n-1}$	$Y_n(X_{n+1}-X_{n-1})$
P134	( )	985.273	1007.814	-14.934	-15050.694276
29	( )	980.050	1021.398	-0.974	-994.841652
28	( )	984.299	1022.919	9.983	10211.800377
27	( )	990.033	1024.647	10.685	10948.353195
P135	( )	994.984	1011.461	-4.760	-4814.554360
			倍面積		300.063284
			面積		150.0316420
			地積		150.03 ㎡

地番		(テ)324-35			
点名	標識	X	Y	$X_{n+1}-X_{n-1}$	$Y_n(X_{n+1}-X_{n-1})$
P1	( )	991.329	991.866	-12.328	-12227.724048
67	( )	986.581	1004.414	-6.056	-6082.731184
P134	( )	985.273	1007.814	8.403	8468.661042
P135	( )	994.984	1011.461	13.430	13583.921230
26	( )	998.703	1001.557	3.925	3931.111225
25	( )	998.909	999.890	-7.374	-7373.188860
			倍面積		300.049405
			面積		150.0247025
			地積		150.02 ㎡



杭の表示	
ⓣ	プラスチック杭
⊖	刻ミ(ペンキ)
⊕	金属鋲
Ⓨ	金属標
⊕	コンクリート杭

作製者	和歌山市築港2丁目8番地の8 土地家屋調査士 飯田尅也 (平成18年8月24日作製)
	(和歌山県土地家屋調査士会)

嘱託者(申請人)	和歌山市長 大橋建	縮尺	1/500

和歌山市長印

請求番号：5-4

公用 和歌山県和歌山市府中３２４－３３　　全部事項証明書　　（土地）

表題部（土地の表示）		調製	余白	不動産番号	１７０００１００３９４２１
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	和歌山市府中字鳥居山			余白	

①地番	②地目	③地積 ㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
３２４番３３	宅地	９２　１９	３２４番から分筆 〔平成１８年８月２８日〕

権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	合併による所有権登記	平成１８年８月４日 第２０７２０号	所有者　和歌山市 順位２番の登記を転写 平成１８年８月２８日受付 第２２６４０号

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和８年５月２６日
和歌山地方法務局　　登記官　　河村浩二

＊「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
＊下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号　Ｄ０５５９６　（　１／１　）　　１／１

物　件　調　書

	所在及び地番	和歌山市府中字鳥居山３２４番３３（土地） 和歌山市府中７８（建物）			
地　　積	公簿　９２．１９㎡ 建築　３１．４０㎡	実測　９２．１９㎡ 延床　３１．４０㎡	地目	宅地 木造スレート瓦葺	
接面道路の幅員及び構造	北側で約４ｍの舗装市道（建築基準法第４２条第１項第１号）に接面している。				
法令等に基づく制限	都市計画法	市街化区域			
	建築基準法	用途地域	第１種低層住居専用地域		
		建ぺい率	50%	容積率	100%
	その他	宅地造成等工事規制区域			
私道の負担に関する事項	負担の有無	無			
供給処理施設の状況	電気	可	都市ガス	不可	
	上水道	可	公共下水道	不可	
交通機関	鉄道	ＪＲ阪和線　六十谷駅　東　約２．１km			
	バス	和歌山バス　鳥井停留所　南西　直線距離　約４７０ｍ			
公共施設	紀伊小学校	東　直線距離　約１．３km			
	紀伊中学校	東北東　直線距離　約２．０km			
	北コミュニティセンター	南西　直線距離　約６９０ｍ			
参考事項	１　本物件は、昭和３７年度建設の元市営住宅です。 ２　本物件は間口約９．２ｍ、奥行約１０．５ｍ、ほぼ長方形で、接面道路と等高です。 ３　電気、上水道の引込み等の手続及び費用については、買主の負担になります。詳細については、関係企業又は関係行政機関にお問い合わせください。 ４　本物件は、現状有姿での引き渡しとなります。上記建物の他に増築建物があります。 ５　本物件に建物が存在するため、地中埋設物に関する調査は未実施であり、アスベスト調査も未実施です。 ６　最低入札価格は、本物件を更地にするまでの費用の一切を考慮し、更地価格から減額しています。 ７　本物件引き渡し後、買主は売主に対し、地中埋設物の撤去の要求及び撤去費等の追加費用の請求等、地盤及び地中に関連する作業の要求及び追加費用の請求はできません。また、それらを理由に売買代金の減額、損害賠償の請求、契約の解除及びその他法的請求ができないことを承認していただいたうえで契約となります。				